

2005小笠原ヨットレース

レース公示

共同主催 (財)日本セーリング連盟

JSAF 加盟団体 外洋三崎

運営 2005小笠原ヨットレース実行委員会



財団法人
日本セーリング連盟



MISAKI OCEAN
SAILING CLUB

2005 小笠原ヨットレース公示

1. 共同主催

財団法人日本セーリング連盟 (JSAF)
財団法人日本セーリング連盟 加盟団体 外洋三崎
(以下「JSAF 外洋三崎」と省略)

大会役員

大会名誉会長	石原慎太郎	東京都知事
大会名誉副会長	森下一男	小笠原村長
大会名誉副会長	山崎達光	JSAF 会長
大会名誉実行委員長	並木茂士	JSAF 外洋三崎
大会名誉レース委員長	古川保夫	JSAF 外洋三崎
大会会長	川久保史朗	JSAF 外洋三崎会長

運営-2005 小笠原ヨットレース実行委員会

実行委員長	市原恭夫	JSAF 外洋三崎
副実行委員長	浅野英武	JSAF 外洋三崎
レース委員長	中里英一	JSAF 外洋三崎
レース副委員長	林伸樹	JSAF 外洋三崎
プロテスト委員長	大村雅一	JSAF ルール委員会
レースオフィサー	山中昭弘	JSAF 外洋三崎
総務委員長	富田稔	JSAF 外洋三崎
安全委員長	高橋正実	JSAF 外洋三崎
通信委員長	池野康雄	JSAF 外洋三崎
計測委員長	山下博史	JSAF 外洋三崎
広報委員長	中里英一	JSAF 外洋三崎
財務委員長	関恭一郎	JSAF 外洋三崎
事務局	関恭一郎	JSAF 外洋三崎

<後援>

文部科学省 (予定)
国土交通省 (予定)
海上保安庁 (予定)
東京都
小笠原村

協力

小笠原島漁業協同組合

小笠原ヨットクラブ
小笠原村観光協会
小笠原村商工会
株式会社スターマリンクラブ
株式会社マリンリゾートシーボニア
三崎マリン株式会社
防衛庁(予定)
小笠原海運 (予定)

協賛

笹川スポーツ財団 (SSF) (予定)

2. 日程

- 1) スタート 2005年5月1日(日) 16:00 (予定)
- 2) コース 父島二見湾～三浦半島小網代湾
- 3) 距離 約520海里
- 4) レイトスタート
レース委員会が正当と認めた理由により、スタートに間に合わなかった艇は、正規のスタート時から24時間以内にスタートすれば出走艇とみなされる。その場合その艇の所要時間は正規のスタート時から計算される。
- 5) タイムリミット
タイムリミットはこれを設けない。

3. 摘要規則

3-1 次の規則を適用する。

- 1) 国際セーリング競技規則 2005-2008(以下RRSとする)
- 2) JSAF 外洋特別規定 2005-2006 カテゴリー-1 (以下JSAF-S.Rとする)
- 3) 2005 小笠原ヨットレース特別規定
- 4) 国際海上衝突予防法
- 5) レース公示
- 6) 帆走指示書

4. 責任の所在

本レースのレース委員会はレースの公平な成立のみに責任を担う。

艇と乗組員の安全の確保は、オーナーの避けられない責任であり、オーナーは所有艇を最良の状態ですばる十分な耐航性を有するように保持し、荒天の海にも対抗できる経験十分なクルーを乗り組ませるように万全を尽さなければならない。オーナーは船体、スパー、リギン、セール及びすべての備品を確実に整備し、また特別規定安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置き場所をすべてのクルーに熟知させておかなければならない。

各レースにおいて主催、運営、協力に関する団体等はレース参加艇の乗員及び安全につ

いて、何ら責任を負うものではない。

レース艇がスタートをするか否か、あるいは、レースを続行するか否かはすべて各艇の責任でのみ決定される。

オーナー及び艇長は上記の基本規定を乗組員各人に周知徹底しておくこと。

また乗組員はその家族にこの基本規定を周知徹底しておくこと。

5 . 2005 小笠原ヨットレース特別規定

5-1 参加艇の資格は以下のとおりとする。

- 1) LOA 9.9m以上のモノハル艇
- 2) 有効な船舶検査証（近海）を有する艇で且つ JSAF 外洋加盟団体の登録艇及びレース委員会が適当と認めた艇。但し、オーナーは JSAF 外洋加盟団体の会員であること。
（外国船籍の艇においては JSAF 外洋加盟団体登録艇、JSAF 外洋加盟団体の会員であるという条項を除く。ただし RRS 75.1 の要件を満たしていること。以下外国人オーナー・艇長、クルーについては、上記の要件を満たす事の証明が出来る事）
- 3) JSAF-S.R カテゴリー 1 を満たし、2005 小笠原ヨットレース特別規定に合格した艇。
JSAF-S.R の 6 章トレーニングについては、(財)日本セーリング連盟が主催する指定された訓練を履修したものを含む。
艇長を含む全乗員の 30%以上の乗員は、JSAF-S.R 第 6 章に規定するトレーニングを完了していなければならない。ただし、艇長は、必ず当該トレーニングを完了していなければならない。(JSAF-S.R 6.01 の変更)
((財)日本セーリング連盟が主催する指定訓練開催予定日
2005 年 2 月 26 ~ 27 日、場所 シーボニア)
- 4) スタビリティ (1 1 5 ° 以上) の証明ができる艇
証明にはオーナーの署名入り申告宣誓書を添えて提出すること。
- 5) 参加艇は 4 月 2 9 日 1 2 時(正午)までに小笠原父島二見港に入港すること。
- 6) オーナー・艇長は 2005 年度 JSAF 外洋加盟団体会員であること
- 7) クルーは 2005 年度 JSAF 外洋加盟団体会員であること。外国人オーナー・艇長、クルーについては所属するヨットクラブの有効な会員証を有していること。
- 8) 乗員は所定の乗員登録リストに必要事項の記入および JSAF2005 年度会員証のコピーもしくは、有効な証明書のコピーを添付すること。

5-2 次の通信設備を搭載している艇

- 1) 衛星系電話を搭載すること
- 2) 衛星系 406MHZ EPIRB (登録された ID をレース委員会に通知)
- 3) 国際 VHF 無線
- 4) 予備の無線設備 (HF 帯 SSB 船舶無線か HF 帯アマチュア無線、
又は予備の衛星系電話)

5-3 安全に関する追加規定

- 1) ジャックステイは 12 ヶ月以内のもの
- 2) 艇に固定したバッテリーのうち 1 つは密封型もしくはゲル型を搭載することを推奨

する。

- 3)乗組員全員はパーソナル高輝度ランプかストロボライトを携帯すること
- 4)セーフティ・ハーネスは最近のもので、ハーネスラインは JSAF-S.R に適合したもの
- 5)Waterproof Handheld VHF に付いては防水ケースで代用しても良い。また、衛星系携帯電話を使用する艇については、防水ケースに入れて使用すること。
- 6)25W以上の据置き型 V H F およびその他の通信設備に付いては防水性に十分考慮した設置をする。
- 7)衛星系携帯電話を使用する艇は、艇内の電源等から衛星系携帯電話のバッテリーに充電できる設備を備えておくこと。

5-4 オープコムシステム(衛星トランスポンダー)の取り付け、運用の義務

2005 小笠原ヨットレース実行委員会は、オープンコムシステム(防水ケース入り一体型)をレース参加艇に貸与するので、トランサム付近で電波伝搬が良好な場所に取り付けること。

5-5 参加艇の艇長(スキッパー)の資格

艇長(スキッパー)は、オーバーナイトセーリングを含む 150 マイル以上の無帰港セーリングを最低 3 回以上、若しくは 300 マイル以上の無帰港セーリング経験を持っていること。(自己申告の経歴書提出)

5-6 参加艇の乗組員(クルー)の資格

乗組員(クルー)は、150 マイル以上の無帰港セーリング経験を持っていること。(スキッパーの認証状提出)

5-7 艇長を除く乗員数は 5 名以上とする。

5-8 ヨット賠償責任保険(対人、対物)に加入していること。

搭乗者傷害保険は一人死亡時 1 億円以上で乗員全員分必要。さらに捜索救助費用保険を付帯していること。

5-9 予備のメインセール(一枚)を積むことができる。JSAF-S.R 4.21 のグラブバッグを備えておくことを推奨する。また JSAF-S.R 第 5 章の個人装備品のうちカテゴリ-0 の装備品を備えておくことを推奨する。

5-10 各艇から提出される報告に虚偽が認められた場合にはレース委員会はそれを理由に艇、及び艇長または乗組員の参加を拒否することができる。

5-11 使用するレーティングは RC クラブとする。

ただし、出場艇の数により複数のクラスにクラス分けをする場合がある。

5-12 広告

広告コードカテゴリーCを適用し、ハルの前25%は主催者が選択したスポンサー広告のために使用する。

5-13 著作権（新 ISAF Media Rights の適用）

2005 小笠原ヨットレースに関する全ての著作権は JSAF 加盟団体 外洋三崎が所有する。

また、雑誌、報道誌、インターネット等へ記事を書く場合には J S A F 外洋三崎に事前に連絡をすること。

（エントリーを提出した全ての参加艇は、この ISAF による著作権法の適用を理解し、受諾したこととする。）

6. 参加申込み

6-1 必要書類

レース参加申込書（参加料振り込み証書のコピーを添付）

6-2 エントリーフィー

1艇 150,000 円 乗員一人 10,000 円

（参加艇はエントリーフィーを下記に振り込むこと）

6-3 締め切り日

2005 年 2 月 25 日(金)17:00

6-4 レイトエントリーは 2005 年 4 月 1 日(金) 17:00 まで受け付ける。

レイトエントリーの場合エントリーフィーは 1 艇 250,000 円

乗員一人 15,000 円とする。

6-5 参加者が自己の都合もしくは主催者の都合によりレースが実施されなくても、エントリーフィーの返還はしない。

振込先

みずほ銀行 大井町支店

普通預金 口座番号 1752587

口座名 JS A F 外洋三崎支部レース口(くち)

申込先

J S A F 外洋三崎会長 川久保史朗

F A X 042 - 562 - 6289

E-mail 2005ogasawara@jsaf.or.jp

7. 帆走指示書

2005 年 2 月 25 日以降、エントリーした艇に随時送付する。

8. 賞

各クラス共

優勝

2位

3位

ファーストホーム賞

東京都知事杯(予定)

小笠原村長杯(予定)

小笠原アイランド杯(予定)

(各賞は参加艇数により変更する場合がある)

完走証明書 ... (完走した全艇)

回航補助費 完走艇は、一艇 100,000 円給付する

その他特別賞

9. インспекション

レースの公平さを保持するため、またオーナー、艇長の避けられない責任を喚起するため厳正に行う。

9-1 スタート前

2005年4月29日(金)18:00まで、父島二見港にて行う。

(期間4月23日(土)開始~4月28日(木)の各日は10:00~16:00)

不合格となった艇は4月30日(土)15:00までに再検査を許される。(ただし、二回まで) (再検査手数料は10,000円)

3回目の検査で不合格となった艇は参加を取り消される。この場合、参加費用、検査手数料は返却しない。

9-2 フィニッシュ後

レース委員会の判断により、フィニッシュした全艇又は任意に選択した艇に対して実施される。

a. 日時: フィニッシュ直後

b. 場所: 三崎マリン、もしくはシーボニア

9-3 予備検査

正規のインスペクションを受ける前に、予備のインスペクションを受けることができる。ただし予備検査をもって、正規の検査に換えることはできない。

日時 2005年3月19日(土)から4月10日(日)までの土、日、祭日(要予約)

場所 三崎マリン他

費用 東京、神奈川以外の出張による予備検査は、各艇が実費を負担する。

10. 各種書類提出期限

1. a)日時 : 2005年 4月 4日(月) 17:00まで
b)申告先: 2005 小笠原ヨットレース 実行委員会事務局(東京事務局)
FAX 042-562-6289
E-mail 2005ogasawara@jsaf.or.jp
 1. 出艇申告書(書式1.2.3.4.)
 2. 有効な特別規定検査カテゴリー1 宣誓書(コピー)
 3. 有効なORCクラブ証書(コピー)
 4. JSAF 会員証のコピー(全員分)
 5. ヨット賠償責任保険証書(コピー)
 6. 主催者競技者参加契約書
 7. 艇長自己経歴申告書
 8. クルー経歴認証状
 9. 小笠原滞在予定表
 10. フィニッシュ後の運行予定表

2. a)日時 : 2005年 4月 29日(金) 14:00~18:00まで
b)申告先: 2005 小笠原ヨットレース 実行委員会事務局(小笠原事務局)
 1. 出艇申告書(書式1.2.3.4.)(変更分)
 2. JSAF 会員証のコピー(不足分)
 3. 主催者競技者参加契約書(変更がある場合)
 4. 艇長自己経歴申告書(4月4日以降参加資格を満たした者)
 5. クルー経歴認証状(4月4日以降参加資格を満たした者)
 6. フィニッシュ後の運行予定表(変更がある場合)
 7. クルーリスト

11. 艇長会議

レース参加艇の艇長は必ず参加すること。(代理人の参加は不可)

- 11-1 日時: 2005年4月30日(土) 16:00~17:00 (予定)
11-2 場所: 未定

12. 気象解説 (予定)

日時 : 2005年4月30日(土) 17:00~17:30 (予定)
場所 : 未定

13. 前夜祭

- 13-1 日時: 2005年4月30日(土) 18:00~20:00 (予定)
13-2 場所: 未定

14 . 表彰式・パーティー

- 14-1 日時：2005年5月14日(土)16:30から
- 14-2 場所：未定
- 14-3 会費：一人5,000円
- 14-4 完走艇への回航補助費はパーティー会場にて給付する

15 . 泊地

- 15-1 三浦半島三崎：油壺他、詳細は別途案内をする。
- 15-2 小笠原：父島二見港内泊地
(上記の泊地における艇の管理は、艇のオーナー及び艇長に責任がある。)